

# JIS

## 情報技術－セキュリティ技術－ 情報セキュリティガバナンス

JIS Q 27014 : 2015

(ISO/IEC 27014 : 2013)

(IP SJ/JSA)

平成 27 年 7 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊藤 智	独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	青木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲垣 浩	総務省行政管理局
	今中 秀郎	日本電信電話株式会社
	榎本 義彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	小野 文孝	東京大学
	紅林 孝彰	日本銀行金融研究所
	神保 光子	日本電気株式会社
	菅野 育子	愛知淑徳大学
	竹下 眞仁	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	中山 康子	株式会社東芝
	西山 茂	新潟国際情報大学
	松井 俊弘	総務省情報通信国際戦略局
	三宅 滋	株式会社日立製作所
	山田 次雄	一般財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.7.21

官 報 公 示：平成 27.7.21

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 概念	2
4.1 一般	2
4.2 目的	2
4.3 期待される結果	2
4.4 関係	3
5 原則及びプロセス	3
5.1 概要	3
5.2 原則	3
5.3 プロセス	5
附属書 A (参考) 情報セキュリティ報告書の例	8
附属書 B (参考) 詳細な情報セキュリティ報告書の例	9
参考文献	11
解 説	12

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 情報技術－セキュリティ技術－ 情報セキュリティガバナンス

## Information technology－Security techniques－ Governance of information security

### 序文

この規格は、2013年に第1版として発行された **ISO/IEC 27014** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

### 1 適用範囲

この規格は、情報セキュリティガバナンスについての概念及び原則に基づくガイダンスを示す。この規格を適用することによって、組織が情報セキュリティに関連した活動を評価、指示、モニタ及びコミュニケーションできるようにする。

この規格は、あらゆる業種及び規模の組織に適用できる。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO/IEC 27014:2013**, Information technology－Security techniques－Governance of information security (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“一致している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

**JIS Q 27001:2014** 情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項

**注記** 対応国際規格：**ISO/IEC 27001:2005**, Information technology－Security techniques－Information security management systems－Requirements (IDT)

**ISO/IEC 27000:2009**, Information Technology－Security techniques－Information security management systems－Overview and vocabulary

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**ISO/IEC 27000:2009** によるほか、次による。

#### 3.1

業務執行幹部 (executive management)